

相続実務ノート NO.4

(2006年9月7日)

「再転相続と相続放棄」

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

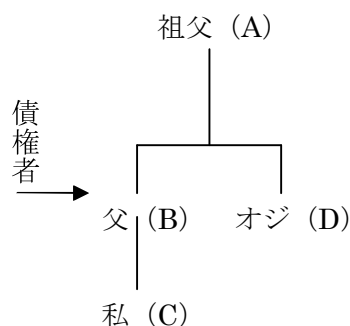
TEL042-467-2155 FAX042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URA <http://www.souzokusoudan.net>

「資産家の祖父 (A) が亡くなりました。相続人は、長男の父 (B) と二男のオジ (D) の2人です。祖父の死後すぐに父の債権者が父とオジ各2分の1の法定相続分で勝手に相続登記を行い、父の2分の1の相続分を差押え、競売の申立てをしました。父は差押にショックをうけ『迷惑をかけた』とメモを残し、祖父が死んで2ヶ月後に自殺しました。私 (C) はどうしたらいいのでしょうか。父の借金から逃れるだけでなく、債権者の差押から祖父の資産を護る方法はないのでしょうか。」

資産家を親に持つ子に対し、金融業者は近い将来の相続を見越して金を貸し込む。相続の開始を知ったら、直ちに利害関係者として相続登記ができるよう、債務名義 (判決または公正証書) を用意している。法的には、この金融業者の強制登記と差押は有効です。決して稀なケースではない。



Aが死亡しBが相続人になったが、Bが承認や放棄を3ヶ月以内 (熟慮期間) に行きしないで死亡したため、Bの相続人CがAの相続 (第1相続) とBの相続 (第2相続) の2つを相続することを「再転相続」という。BがAと同時にしくは前に死亡したため、CがAを相続する「代襲相続」とは異なる。再転相続では、Aの相続についてのCの3ヶ月の熟慮期間は、BがAの相続について持っていた残存期間 (設例では、あと1ヶ月足らず) ではなく、Bの相続についてのCの固有の熟慮期間と同じ期間が認められる (民法第916条)。その趣旨は、Aの相続財産の調査や承認・放棄の機会を保障し、検討する時間をCに確保させようとするにある。

設例の場合、Cは2つの相続について意思表示できる地位にある。問題は、その順番である。

Cが、先ずBの相続を承認したら、Bの借金を全て相続することになる。し

かし、これは避けたい。そこで、B の相続を放棄すれば、B の借金からは逃れることができる。しかし、最高裁昭和63年6月21日判決の考え方によれば、C が B の相続放棄を先にすると、B の権利・義務を何ら承継しなくなるので、C は B が持っていた A の相続についての承認・放棄の選択権を失うことになる。そのため、B の債権者の差押は有効なまま、A の資産の2分の1は失われることになる。しかし、それも困る。そこで、相続放棄の順番が重要になる。

C は、先ず A の相続を放棄する。それにより、B は A の相続人でなかったことになるので、金融業者の法定相続分での強制登記に基づく差押は実体のない無効なものになる。相続人 D が、第三者異議の訴えを起こすことにより登記の抹消を求めることができる。

C は、次に B の相続を放棄する。これにより B の相続人でなかったことになるので、B の借金を相続しないことになる。結局、相続人は二男だけとなり、祖父 A の資産は二男のオジが全て相続することができる。

しかも、「相続放棄のような身分行為は、詐害行為取消権の対象にはならない」(最高裁判決昭和49年9月20日)。

このように再転相続の場合、相続放棄の順番を間違えなければ、祖父の資産を守り、父の借金からも逃れることができることになる。借金を抱えた相続の相談を受けたとき、つい良かれと思って「急いで相続放棄しましょう。」とアドバイスをしてしまいがちである。しかし、事案によっては“順番”が大切になることを知っておきたい。

ところが、学者でもなければ、法律家でもない相続アドバイザーにとっては、“順番”でなぜ結論が変わるのか、その理屈は実は判ったようで判らない。一般の常識からはすんなりと導くことができないからだ。

また、相続放棄は「身分上の行為」だから「詐害行為」とならないと知っていても、借金から逃れる目的での相続放棄はむしろ「財産上の行為」ではないかと実務の現場では感じる。

悩みを抱えたお客様にどう説明しながら解決への方向性を定めていくか。法律的な問題がからむとアドバイザーも悩む。

(文責：内藤 雄)